

三原市週休2日適用工事等実施要領（土木工事）

令和7年1月6日制 定

令和7年6月24日一部改正

令和8年7月7日一部改正

令和8年9月7日一部改正

1 趣旨

この要領は、持続可能な建設産業に向けた労働環境の改善を目的とする「週休2日適用工事」等の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

（1）週休2日適用工事及び週休2日適用地域維持業務

ア 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態（週単位）をいう。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする。

イ 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月単位で4週8休（現場閉所日数の割合が8日／28日の状態をいう。）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ウ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

エ 月単位とは、工事着手日から起算して、4週間（28日間）ごとに分けた期間をいう。

なお、4週間を満たさない期間（工事完了日の関係で28日確保できない等）は、通期で4週8以上の現場閉所を行ったと認められる場合に、月単位の週休2日を達成しているものとみなす。

オ 現場閉所とは、巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含め、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

ただし、地域維持業務で実施する河川・道路パトロールは現場管理上必要な作業には含まれない。

カ 対象期間は、工事着手日から工事完了日までとする。なお、ここでいう工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所などの設置又は測量をいう。）に着手した日を、工事完了日とは、工

事完成通知書の提出見込日から後片付け期間を除いた日をいう。また、次の期間は対象期間から除く。

(ア) 年末年始6日間及び夏季休暇3日間

(イ) 工場製作のみが行われている期間

(ウ) 工事全体を一時中止している期間や、災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

(2) 週休2日交替制適用工事及び週休2日交替制適用地域維持業務

ア 完全週休2日交替制とは、対象期間の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間（平均休日日数の割合が2日/7日）以上の休日を確保したと認められる状態（週単位）をいう。

イ 月単位の週休2日交替制とは、対象期間において、全ての月単位で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休（現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数割合が8日/28日の状態をいう。）以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

ウ 通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

エ 月単位とは、工事着手日から起算して、4週間（28日）ごとに分けた期間をいう。

なお、4週間を満たさない期間（工事完了日の関係で28日確保できない等）は、通期で4週8休以上の休日確保を行ったと認められる場合に月単位の週休2日交替制を達成しているものとみなす。

オ 交替制による休日確保は、施工体制台帳上の元請業者及び下請業者の技術者・技能労働者を対象とする。ただし、一時的に従事した技術者及び技能労働者は対象外とする。なお、一時的とは、2週間未満とする。

カ 平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）とは、対象となる技術者及び技能労働者ごとの休日日数の割合を平均した値をいう。

キ 対象期間は、工事着手日から工事完了日までとする。なお、ここでいう工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所などの設置又は測量をいう。）に着手した日を、工事完了日とは、工事完成通知書の提出見込日から後片付け期間を除いた日をいう。

(ア) 工場製作のみが行われている期間

(イ) 工事全体を一時中止している期間や、災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

ク 実際の作業はなくても、現場へ出る体制を確保している日（待機日）は、

休日としない。

ただし、自宅待機は休日とする。

3 対象

次に該当する建設工事及び地域維持業務（以下、「建設工事等」という。）を対象とする。ただし、災害時等の緊急対応工事、機械設備点検・整備業務及び電気通信施設保守業務は除く。

なお、対象期間が著しく短い建設工事等は、対象外とすることができる。

（１）週休２日

原則、現場閉所が可能な全ての建設工事等を対象とする。

（２）週休２日交替制

現場閉所が困難な全ての建設工事等を対象とする。なお、現場閉所が困難な例は次のとおり。

ア 緊急性が高い工事や通年維持管理工事等、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な建設工事等

イ 社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な建設工事等

4 発注方式

請負対象設計金額が３億円以上の建設工事（港湾請負工事積算基準適用工事は除く）（以下、「完全週休２日対象の建設工事」という。）は、完全週休２日（土日）又は完全週休２日交替制の発注者指定型で実施するものとする。

それ以外の建設工事等については、原則、月単位の週休２日又は週休２日交替制の発注者指定型で実施するものとする。なお、完全週休２日の取組を達成できなかった場合は、月単位の取組を実施し、月単位の取組を達成できなかった場合は、原則、通期の取組を実施すること。

5 実施方法

（１）週休２日

ア 週休２日対象の建設工事において、受注者が完全週休２日の実施を希望する場合、受注者は工事着手までに完全週休２日の実施について工事打合せ簿により発注者へ協議するものとする。なお、希望がない場合は、月単位の週休２日を実施するものとする。

イ 受注者は、工事着手までに「様式１ 休日取得計画表（以下「計画表」という。）」を記載した施工計画書を監督職員に提出するものとし、対象期間を明確にするため、工事着手日と工事完了日を計画表に明記するものとする。

る。なお、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業や工程上の都合等やむを得ない場合は、工事着手後であっても週休を変更することができるものとし、降雨・降雪等で現場閉所する場合においても、週休日とすることができる。

ウ 受注者は、休日の取得状況を記入した計画表と、休日の取得状況が確認できる書類を、毎月 7 日までに監督職員に提出するものとする。

エ 週休 2 日を理由とする工期延長については認めないものとする。

オ 受注者は、完全週休 2 日又は月単位の週休 2 日を達成できなくなった場合は、速やかにその理由を打合せ簿等で監督職員に提出するものとする。

(2) 週休 2 日交替制

ア 週休 2 日対象の建設工事において、受注者が完全週休 2 日の実施を希望する場合、受注者は工事着手までに完全週休 2 日の実施について工事打合せ簿により発注者へ協議するものとする。なお、希望がない場合は、月単位の週休 2 日を実施するものとする。

イ 受注者は、工事着手までに施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を記載した施工計画書を監督職員に提出するものとする。

なお、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業や工程上の都合等やむを得ない場合は、工事着手後であっても週休日を変更することができるものとし、降雨・降雪等で休日確保する場合においても、週休日とすることができる。

ウ 受注者は、休日の取得状況を記入した計画表と、休日の取得状況が確認できる書類を、毎月 7 日までに監督職員に提出するものとする。

エ 週休 2 日交替制を理由とする工期延長については認めないものとする。

オ 受注者は、完全週休 2 日又は月単位の週休 2 日交替制を達成できなくなった場合は、速やかにその理由を打合せ簿等で監督職員に提出するものとする。

6 経費等の補正

(1) 週休 2 日

表 1 に示す各経費の補正係数を乗じるものとする。

発注の際は、4 週 8 休の補正係数を乗じたもので発注する。

また、4 週 8 休が未達成の場合は、補正係数を除いて設計変更を行うものとする。

(2) 週休 2 日交替制

表 1 に示す各経費の補正係数を乗じるものとする。
発注の際は、4 週 8 休の補正係数を乗じたもので発注する。
また、4 週 8 休が未達成の場合は、補正係数を除いて設計変更を行うものとする。

表 1 港湾請負工事積算基準適用工事※の場合の各経費の補正係数

週休 2 日 /週休 2 日交替制	労務費	機械経費（賃料）	共通仮設費	現場管理費
4 週 8 休以上 現場閉所率又は休日率 28.5% （8 日／28 日）以上	—	—	1.02	1.03

※諸経費体系が「公共（港湾）」の工事

7 工事成績評定

週休 2 日又は週休 2 日交替制を実施した場合は、工事成績評定の「工程管理」及び「創意工夫」で評価するものとする。

なお、週休 2 日を実施できなかった場合でも、工事評定は減点しない。

8 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ、受発注者で協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和 7 年 1 月 6 日から施行する。
- 2 三原市週休 2 日工事実施要領（令和 6 年 4 月 1 日施工）は、廃止する。
- 3 令和 7 年 1 月 6 日までに公告した工事については、従前の例により取り扱うものとする。
- 4 令和 7 年 6 月 24 日改正については、令和 7 年 6 月 24 日以降に公告する工事に適用する。
- 5 令和 8 年 7 月 7 日改正については、令和 8 年 7 月 7 日以降に公告する工事に適用する。
- 6 令和 8 年 9 月 7 日改正については、令和 8 年 9 月 7 日以降に公告する工事に適用する。